

一之瀬訪問介護ステーション 重要事項説明書

1. 事業所を運営する法人の概要

- (1) 法人名：医療法人青樹会
- (2) 所在地：長野県松本市島立2094
- (3) TEL：0263-46-3300
- (4) 代表者氏名：理事長 一之瀬峻輔
- (5) 設立年月日：平成11年4月30日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の名称及び事業の種類等

名称：医療法人青樹会 一之瀬訪問介護ステーション
管理者：牛田 修平
所在地：長野県松本市島立2094
電話：0263-46-6605

事業の種類	指定年月日	介護保険事業所番号
訪問介護	令和 5年 9月 1日	2070203969

第三者評価機関の有無 事業所契約無し

(2) 事業の目的

事業者は、介護保険法等の関係法令およびこの契約書に従い、利用者に対し、ご利用者が有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的として、このサービスを提供します。

(3) 事業方針

- ① 当事業所では、ご利用者様の意思および人格を尊重し、常にご利用者様の立場に立って訪問介護を提供するよう努めます。
- ② 当事業所では、ご利用者様の自主性を尊重し、サービス利用の自己決定をして頂くとともに、ご利用者が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した生活を営むことができるように支援します。
- ③ 当事業所は、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(4) 通常の事業の実施地域 松本市

(5) 営業日・営業時間（時間帯によって料金が異なります）

日曜日～金曜日	午前8時30分～午後5時30分 ただし、事業者が必要と認めた場合はこの限りではない
定休日	なし。365日24時間体制

3. 職員体制

職 種		常勤	非常勤	計	業務内容
管 理 者		1	-	1	従業員管理
サービス提供責任者		1	-	1	業務管理
従業者	介護福祉士	-	14	14	訪問介護

4. サービスの内容

- ① 身体介護・・・食事介助 入浴介助 排泄介助 清拭 体位交換 等
- ② 生活介護・・・買い物 調理 掃除 洗濯 等
- ③ その他のサービス・・・介護相談 等

5. 利用料金

(1) 要介護訪問介護

○利用料

介護保険料からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金(料金表)の1割又は2割又は3割です。ただし、介護保険の給付を超えたサービス利用は、全額自己負担となります。

《 料金表 基本料金・昼間 》

利用時間	20分未満	20分～30分未満	30分～1時間	1時間以上	1時間～30分増すごとに
利用単位	163単位	244単位	387単位	567単位	82単位
身体介護	1, 664円	2, 491円	3, 951円	5, 789円	
生活援助中心	20分～45分未満		45分以上		
	1, 827円		2, 246円		

※上記の額に処遇改善加算Ⅱ（+22.4%）地域区分（+2.1%）特定事業所加算Ⅰ（+20%）が加算されます。

※基本料金に対して、早朝（6：00～7：59）、夜間（18：00～21：59）帯は25%増し、深夜（22：00～5：59）は50%増しとなります。

※当事業所が同一建物減算の対象となった場合は、上記の額から減算されます。

※上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

※やむを得ない事情で、かつ、利用者の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

※利用者のお住まいで、サービス提供するために使用する、水道、ガス、電気等費用は、利用者のご負担となります。

○利用料

料金は1ヶ月ごとの定額制です。介護予防サービス計画において位置付けられた支給区分によって次の通りとなります。

契約者の体調不良や状態の改善等により介護予防訪問介護計画において定められた期日より利用が少なかった場合、又は介護予防計画に定められた期日より多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はしません。

支給区分	I (おおむね週1回)	II (おおむね週2回)	III (おおむね週3回)
利用料金	1,226円	2,452円	3,889円

(3) 介護保険給付対象とならないサービス

① 法定代理受領サービスに該当しない訪問介護

法定代理受領サービスに該当しない訪問介護を利用される場合は、介護報酬上のサービス料金全額が利用者負担となります。

② 通常の事業実施地域外でのサービス利用

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと事業所間の交通費用として下記の料金を頂きます。また、有料道路等の交通が必要な場合には、その実費をご負担いただく場合があります。

＜実施地域外での場合＞

事業所の実施地域外から片道おおむね 5km未満 200円

事業所の事業実施外から片道おおむね 10km未満 400円

6. 料金のお支払い方法

毎月10日以降に前月分利用料について請求いたしますので、現金支払いの方は請求書受領後1週間以内にお支払いください。又、八十二銀行からの口座引き落としでの支払いの場合、翌月25日（休業日の場合は翌営業日）に指定の口座より自動引き落とし致します。

7. 緊急時の対応・・・サービス提供中にご利用者の体調変化や事故等があった場合、その他必要な場合には、速やかに主治医または急力医療機関および御家族、居宅介護支援事業者へ連絡し、必要な措置を講じます。

8. 利用の中止・変更・追加

利用予定日の前に、ご利用者の都合によりサービスの利用中止または変更、もしくは新たなサービスの追加をすることができます。この場合にはサービス実施日の前日午後5時までに事業者へ申し出てください。ただし、ご利用者の体調不良の場合はこの限りではありません。

9. サービスに関する苦情、相談窓口

一之瀬 訪問介護 ステーション	(保険者) 松本市役所	長野県国民健康保険 団体連合会
0263-46-6605	0263-34-3213	026-238-1580
担当 牛田 修平	健康福祉部 高齢福祉課 介護 給付係	介護保険課 苦情処理係

- (1) 通常の対応時間は、午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分までとする。
- (2) 時間外であっても、24 時間体制を取っているので何時でも相談に応じる。
- (3) 苦情処理手順
 - ① 苦情又は相談があった際は、状況を詳細かつ正確に把握するため、場合によっては訪問を実施するなど、慎重に聞き取りや事情確認を行う。
 - ② 特に当事業所に関する苦情である場合には、利用者の立場に立って事実関係の特定を行う
 - ③ 相談担当者は速やかに、管理者やその他の従業員と共同して、利用者の意見・主張を最大限に尊重した上で適切な対応方法を検討する。
 - ④ 関係者への連絡調整を迅速かつ確実にを行うとともに、必ず、利用者への対応内容等の結果報告を行う。(時間を要する場合は一旦その旨を利用者に伝え、進捗状況を適宜報告する)
- (5) その他参考事項
 - ① 事業所において処理言し得ない内容についても、行政窓口など関係機関との協力により、常に利用者様の利益を最優先に考え、全力で対応する。
 - ② 苦情がサービスの質の向上を図る上での貴重な財産になるとの認識を持ち、「苦情・相談対応記録」に記録した内容はそのつど従業員全員に周知して再発防止に取り組むと同時に、今後のサービス向上のための方策について事業所全体で検討する。